

令和3年

4月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年4月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年4月13日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員（29名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（なし）

5 事務局職員出席者

村岡事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 佐藤輝一 主事 土田智世
調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第22号 農用地利用集積計画について
議第23号 別段の面積の設定について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○村岡村岡事務局長

それでは、ただいまから、令和3年4月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長より挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

< 挨拶 >

○村岡村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めるということになっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員はございません。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひます。
議事録署名委員に、22番、高橋公基委員、23番、高橋義弘委員の両名に願ひいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について7件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について4件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について9件、以上22件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、願ひいたします。
何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

8ページになります。議第20号です。今回の農地法第3条の規定による許可申請につきましては、全件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件での農業者年金への影響はございません。酒田28番、広野の畑1筆につきまして、所有権移転となります。渡人側で相続財産管理人が立てられておりまして、受人のほうへ贈与を行うものとなっております。

続いて、酒田29番になります。浜中の畑3筆につきまして、相手方の要望によつての所有権移転の申請となります。土地の表示は浜中の字村北分散になりますが、こちらは白地の箇所になっております。受人は認定農業者でございますが、白地でありますので、集積での売買はできない箇所となっているものでございます。

松山願います。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして、松山です。

松山6番、申請事由は農業者年金を伴わない使用貸借の設定で、期間は15年です。今回の使用貸借は、これまで法人に貸付けしていた農地を合意解約して、後継者である息子の経営規模拡大のために締結されるものです。なお、当該土地は年金の再設定済みであり、先ほどの18条6項で法人と合意解約済みであり、出し手の年金への影響はありません。また、期間が15年となっているのは、さきの平成17年に締結された再設定時の周期に合わせたものです。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

4月6日に第5班による農地調査委員会を行っております。議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第20号については許可決定といたします。

◎議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、この可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、9ページ 議第21号です。

酒田4番、渡人は共有名義となっております。このたび、そのうちのお1人が受人となって、農業用倉庫及び作業用敷地として利用する申請となります。土地の表示は吉田の畑1筆で、使用貸借権を設定するものになります。農地区分は、小集団で生産性の低い農地と判定しまして2種と判断しております。許可基準は、農業用施設のため許可基準を満たすと考えます。

それでは、別添資料2ページ、3ページをご覧ください。

2ページに位置図、字限図、3ページ、案内図とあります。

位置図のほうから申し上げますと、高速道路の酒田みなとインターチェンジのほうから東側のほうに向かった吉田地区になります。

案内図をご覧くださいますと、吉田地区の背後地に広がる田、畑と接する箇所になっているところがございます。

字限図をご覧ください。太枠で囲まれているところが今回の申請地になっております。左側にあります「地区内」というところには家屋が建っている状況です。そして、右側のほうに45-1の地目が畑の隣に「水」と書いてある場所がございます。こちらはかつて水路があったかと思われませんが、現況はもう埋められていて見当たらない状況でございます。

周辺の47番の地目が宅地となっております、またさらに北側のほうにも水と水路が書かれている状況でございますので、承諾書が不要となっているところでございます。

このたび、46番の箇所が北側の道路のほうよりも高い状況でございまして、その表土を剥いで道路と同じ高さにし、コンクリート敷きにして作業小屋が148平米、あとそのほかに作業敷地ということで利用する計画になっているものでございます。後ほどスライドで状況を確認お願いしたいと思います。松山お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山になります。

松山1番、既存の駐車場について家族が増えたことにより手狭になってきたため、隣接農地を贈与で取得し駐車場敷地として転用するものです。なお、近隣に同程度の大きさの受人の畑があり、後日、改めて3条許可申請で贈与をされる予定のため無償とのこと。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地の判断をしております。なお、当該申請地は白地となります。許可基準としては、日常生活に必要な施設で、集落に接続するため、

許可基準は満たしているものと思われます。

では、別添資料の4ページをご覧ください。

位置図を見ていただきたいのですが、当該申請地には位置図南側の庄内橋、こちらの東側の信号から国道345号線をおおむね1キロメートルほど北上し、さらに東側に100メートルほど行ったところになります。次のページが案内図になります。

庄内橋東側の信号から国道345号線を1キロほど北上したところが、案内図の北側にあります主要地方道酒田松山線と掲載があるT字路で、そのT字路を北東に進んだところにさらに十字路がありますが、その十字路を東側に100メートルほど進むと左手側に申請人宅がある南東側となります。前のページの字限図をご覧ください。

字限図の南側の太線で囲まれている字前田131-1、こちらが当該申請地で、当該申請地北西側の前田135-7、さらに前田西側の字前田135-3、こちらが受人の住宅敷地となっております。同じく北東側の字前田135-6、こちらが受人の畑、同じく東側に「地区外」とありますが、これは第三者の雑種地、さらに同じく南側につきましては農道となり、当該申請地に隣接する第三者の農地はないものです。以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田1番です。渡人と受人の関係は親子です。渡人である父は、住宅の脇にある自分名義の畑を分筆して、隣に息子夫婦の住宅を建設しようとするものです。申請地は砂越上河原534-1、畑1筆、182平方メートルです。申請目的は住宅敷地、一般住宅1棟を新築し、ほかには駐車場として利用するものです。権利は使用貸借権、農地区分は白地で、第2種農地の判定をしております。判断理由としては、ほかの農地区分に該当しない農業公共施設の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるというものです。許可基準は日常生活上必要な施設で、集落に接続しているというものです。

それでは、別添資料6ページ、7ページをご覧ください。6ページ、位置図をご覧ください。

砂越の駅から線路を約700メートル南に進んだ場所になります。

7ページ、案内図をご覧ください。

県道砂越余目線から70メートル東に入った住宅地の中にあります。申請地の隣にある住宅が渡人の父の住宅、受人のご実家です。6ページ、字限図をご覧ください。

申請地は南側のみが畑で、ほかは宅地と道路に囲まれています。また、南側の畑は渡人の父の所有地のため、同意書は不要です。平田2番、お願いします。

○阿彦主査兼農地係長

平田2番です。このたび受人である法人のほうで、令和2年の7月に転用許可を受けた内容に追加して申請を行うものでございます。土地の表示は石橋字前田75番の田1筆のうち0.12平米となっております。なお、この1筆丸々では2,681平米となっておりますが、そのうち今回、道路際にあります一部の箇所につきまして、0.12平米ということでの追加の申請になるものでございます。太陽光パネルの一時転用につきましては、支柱の差し込み部分及び使用箇所のみが転用箇所となるため、農地全体に対して括弧書きで転用部分を表記しているものでございます。権利の設定は使用貸借権の設定です。農地区分は農用地、青地ということになっております。また、転用期間につきましては、令和2年7月に受けました許可の終了期に合わせた形で2年3か月間の設定となるものでございます。

このたびの権利の設定についても一度ご説明させていただきますと、農地の耕作について渡人が、株式会社〇〇という会社に3条での利用権設定をしております。この〇〇と、この今回の受人は同族会社となっております。〇〇が耕作する農地の上に、地権者である渡人と受人となる法人が区分地上権を設定しまして、さらに5条にてパネルを設置し、加えて今回のパワーコンディショナー及び送電線の引込み柱ということで全体を利用する形となっております。

別添資料の8ページ、9ページ、ご覧いただきたいと思います。

場所につきましては、平田総合支所に近い石橋地区です。また、その石橋の集落内の案内図では左側に株式会社◎◎という表示がございますが、こちらの会社も同族会社となっております。その会社代表の所有する農地を使って太陽光パネルを設置している状況になります。道路に近いほうについては既に土盛りがされた状態でございますが、この箇所では転用許可を受けておりませんので、この箇所でパワーコンディショナーの支柱と引込柱部分の転用申請となるものでございます。

9 ページの土地利用計画図に設置予定状況が書かれています。水田の上に設置した太陽光パネルから道路の向かいにある電柱まで送電線で電気を送る計画になるため、パワーコンディショナー等の設置とその引込柱の設置となるものとございます。
状況としては、後ほどスライドをご覧いただきたいと思っております。ご準備をいたします。お待ちしております。

(スライド映写)

スライドは以上です。

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。
- 16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。
酒田4番の現地調査の結果を1番、佐藤浩良委員より報告願います。
- 1番 佐藤浩良委員
1番、佐藤です。3月31日に事務局と現地のほうを確認しております。
受人は最近、地域の担い手としていろいろ水稻を規模拡大している方になります。そこに新しく作業小屋を建てたいということであり、この場所のほうも自宅のすぐ向かいということです。よろしくご審議お願いしたいと思っております。
- 五十嵐直太郎 議長
続いて、松山1番の現地報告を6番、佐藤利篤委員より願います。
- 6番 佐藤利篤委員
6番、佐藤です。当該申請地は、受人の住宅敷地と農道の間にあるもので、既に駐車場敷地として利用されていますが、始末書が提出されており、また、周辺への影響もないことから転用することに問題はないと思われまます。ご審議よろしく願います。
- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、平田1番の現地報告を14番、土田治夫委員よりお願いいたします。
- 14番 土田治夫委員
14番、土田です。
3月31日に事務局と私とで現地調査をしました。さっき事務局から説明あったとおり、本人とお父さんの関係で畑を分筆して建てるとのことですので、周囲への影響も全くないですし、若い人たちが同地区に越してきて地域のほうを活性化されることはいいことじゃないかなと思っております。よろしくご審議ください。以上です。
- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、平田2番の現地報告を19番、石川渡委員より願います。
- 19番 石川 渡委員
19番、石川です。3月31日に事務局3人と私の4人で現地調査を行いました。
事務局から説明があったとおり、令和2年7月10日より太陽光発電設備の転用許可が出ている案件になっております。本来、この太陽光発電設備は国に申請済みというものでありましたが、付帯

設備に係る農地転用の申請を失念してしまったということでした。周辺の農地に該当する場所は、経営者は今回の申請農地の所有者のため、昨年申請時にも周囲の影響はないかどうか同じ審議をしていることから、周囲への農地の影響はないと思われ、転用することに何ら問題はないと感じました。審議よろしくをお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第21号については許可決定といたします。

◎議第22号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第22号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第22号 農用地利用集積計画については、1、一般事業(1)所有権の移転3件、(2)利用権の設定34件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、10ページをご覧ください。議第22号です。今回の農用地利用集積計画につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

1番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は令和3年4月16日の予定です。

それでは、1番、安田の田1筆につきまして、10アール当たり対価が56万7,086円、総額では500万円での売買となる予定です。移転時期、支払い時期は8月31日の予定です。なお、受人が認定農業者となっております。

続いて、北平田1番、円能寺の田1筆につきまして、10アール当たり対価が60万円、総額では179万1,000円での売買となる予定です。移転時期、支払い時期は7月31日の予定でございます。受人が認定農業者となっております。

中平田1番、熊手島の田2筆につきまして、10アール当たり対価が51万円、総額では311万6,100円での売買となる予定です。移転時期、支払い時期は4月30日の予定です。この方も認定農業者となっております。続いて、11ページです。

1番、一般事業、(2)利用権の設定です。4月16日の公告予定日となっております。

西荒瀬3番、藤塚の田2筆につきまして、賃借料が3,883円、総額では4,000円での賃貸借権の設定となります。期間は5年ということでございまして、このたびの借受人は新規就農者でございます。別添資料の12ページをご覧ください。

この農地での営農計画を記入していただいたものを載せてございます。トマト、ブロッコリーなど

の栽培を計画しているところをごさいます、ブロッコリーなどについては、この箇所には既にハウスもあるものですから、そちらを利用して水耕栽培を予定されているということをごさいます。そのため、ブロッコリーでの所得の計算は市場価格での所得計算となっております。ハウスの骨組みがありますので、そちらを利用するにあたり、この地代とは別に精算するというところをごさいました。

また今回の申請人については、奥様のほうが昨年に遊佐町で新規就農をされております。このたびご夫婦でそれぞれ遊佐町、酒田市で農業に取り組み予定というふう聞いております。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

上田の2番です。安田の3筆につきまして、20年間の使用貸借権の設定、賃借料は0円での設定となります。先ほど上田1番の売買で出てきた方同士の案件となっております。

続いて、中平田7番、賃借料が1万1,000円で、5年間の更新契約となります。

中平田8番も同様に1万1,000円、5年の更新です。

北部4番は1万1,000円で、10年のJA通しからの切替えの契約となります。

12ページをお開きください。

酒田2番は、1万1,000円で、10年の更新です。

袖浦5番は、2,000円で、10年の新規契約です。

浜中8番、こちらは浜中の畑1筆について、賃借料は3,000円で、3年の契約となっております。

この借受人についても新規就農者となっております。

別添資料の13ページをご覧ください。

今まで法人のほうで農業に携わってきた方になりますが、独立するというところで、このたび、この60アールほどを借り受けまして、アサツキ、ネギを作付していきながら、規模拡大をしていきたいというふう聞いております。また、この方は青年就農給付金を申請する予定でございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。八幡、申し上げます。

八幡48番から次のページの八幡52番まで、同じ借受人となっております。このたびJA通しの契約が期間満了したことを受けまして、全て直接の契約に切り替えているものになります。

八幡48番では1万1,000円で10年、八幡49番も1万1,000円で10年、13ページの八幡50番、八幡51番、八幡52番まで10年の契約、それぞれ1万1,000円の賃借料での契約となります。

続いて、八幡53番です。こちらのほうは1,000円の賃借料で、30年間の期間設定となるものですが、この貸付人と借受人の関係は親戚同士ということになっております。

八幡54番は、10年で1万1,000円の更新契約となります。14ページ、お開きください。

八幡55番も1万1,000円、10年の更新、八幡56番も同様に1万1,000円、10年の更新です。

八幡57番は、2,000円の賃借料で、5年の新規契約です。

八幡58番は物納になります。10アール当たり米41キロの物納ということで、5年の更新契約となっております。八幡59番、8,000円で10年の新規契約となります。

次のページ、八幡60番です。こちらも新規就農者の方となっております。

別添資料の14ページをご覧ください。

この申請人は若竹町にお住まいでいらっしゃいますが、今回、申請地は上青沢になっております。奥様のご実家が青沢のほうということで、そちら、奥様の実家に近いところの田を6反歩借り受け新規に就農するというところをごさいます。米の作付けということでございますので、奥様のお父様が営農指導して下さるということをごさいます。また、農機具等につきましてもお父様のほうからお借りしながら続けていくと聞いております。農地利用計画のほうを見ていただきましても、規模拡大を続けていきたいということをごさいます。定年後にはそちらを拠点にしていきたいということをごさいました。

また、この上青沢地区については中山間地でもあり、もともと収量が低いところをごさいますので、ご覧のとりの売上げ等の計算になっているということをごさいました。

それでは、議案書にお戻りください。松山お願いします。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして、松山になります。

松山17番、こちら1万1,000円、期間が1年となっておりますが、令和4年度の間管理事業で改めて利用権設定し直すために、終期を令和4年3月31日としたものです。

松山18番は、1万1,000円の5年の新規となります。松山19番、6,000円、10年の更新です。

松山20番、1,000円を含む1万1,000円、5年の更新です。次のページになります。
松山21番、こちら1万1,000円の10年の更新です。
以上です。

- 平田総合支所 五十嵐主査
平田72番、こちらはソバを植えるということで、賃借料が1,000円、6年の新規です。
平田73番、先ほど18条6項で解約があったものです。3,000円、7年の新規です。
平田74番、賃借料1筆9,000円、残りは1万1,000円、5年の更新です。
平田75番、1万1,000円、10年の更新です。
平田76番と77番、同じ受人になります。どちらも賃借料が9,000円、10年の新規です。
平田78番、79番も同じ受人になります。どちらも賃借料が1万2,000円、10年の更新です。
以上です。

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

- 16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。議第22号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

- 五十嵐直太郎 議長
これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
議第22号 農用地利用集積計画について計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第22号については計画決定といたします。

◎議第23号 別段の面積の設定について

続きまして、議第23号 別段の面積の設定についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

- 村岡事務局長
議第23号 別段の面積の設定については、農地法に基づく規定により酒田市では、これまでに2つの地区と7筆において「別段の面積」を設定しております。毎年、その状況の確認と見直しの検討をしなければならないとされているため、審議をしていただくものでございます。
詳細について担当が説明いたします。
- 阿彦主査兼農地係長
それでは、議案書の18、19ページをお願いいたします。19ページのほうに詳細が載っております。農地法施行規則第17条の第1項に基づく別段の面積の設定状況は、(1)にありますとおり、飛鳥地区と松山総合支所管内の旧松嶺地区となっております。飛鳥地区では25アール、旧松嶺地区では30アールとで、平成21年の12月15日に設定されているものでございます。
別添資料の15ページをご覧ください。まず、この別段の面積の設定の理由を申し上げます。
1番です。読み上げます。

農地の権利移動、移転等には、農地法に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可及び要件の一つに経営農地の下限面積があります。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、経営する農地面積が許可後に一定面積の50アール以上にならないと許可ができないとするものでございます。それに基づく市内全域の状況では、10アール以上の総農家数に対して50アール未満農家数で割りますと50.3%ということでございます。10アール以上農家数が5,574件、50アール未満では2,807件となります。それで50.3%ということになっている状況です。

それに対しまして、2番になります。地域の平均的な経営規模等の課題や新規就農の促進の観点から、下限面積50アールが地域の实情に合わない場合に、農地法では農業委員会の判断で別段の面積を定めることができることとなっております。それに基づきまして、これまで飛島、旧松嶺地区では、それぞれ25アールと30アールということで設定をしてまいりました。

今年も農地台帳状況で申し上げますと、飛島地区では総農家数が79、25アール未満農家が29でございます。それに基づいて36.7%ということになりまして、また、旧松嶺地区では、総農家数が70、基準面積以下が45ということございまして、64.2%ということになります。

ここでこの農地法施行規則第17条第1項の規定をかいつまんで申し上げますと、地区単位の下限面積を引き下げるためには、基準面積の農家数が地区全体でも40%を下らないということが必要になってきます。この40%ということに対して、このたび飛島地区では36.7%という状況になっております。この4割を下回っている状況ではございますが、農政関係の補助金等での取扱いにおいては、「おおむね」の範囲は8割相当とすることもございます。この8割ということになりますと、このたびは31%ということになりますので、こちらの飛島地区、旧松嶺地区もおおむねを当てはめますと、どちらも4割を下らない数値である状況となっております。

また、飛島については、離島という特殊な地区でもありますので、離島振興などの多方面からの支援という側面も考慮する必要があると考えておりますので、以上のことから、今年度におきましても、現行どおりの基準を設定したいと考えているところでございます。

また、議案書の19ページの(2)をご覧くださいますと、農地法施行規則の第17条第2項の規定を当てはめた箇所については7筆ございます。こちらは新規就農を促進し、遊休農地を解消する場合にこちらを設定することができるということになっておりまして、酒田市では1筆ごとに公示を行って定めている状況でございます。こちらの7筆について、設定時期がそれぞれ議案書の右側に書かれているものでございますが、令和2年に始まって、このたび1回目の確認を行なうということでございますので、その点も加味しながらよろしくご審議願いたいと思います。

なお、地元農業委員からも現状の確認をいただいているところでございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第23号 別段の面積の設定について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、地元委員からの現地確認の報告を願います。

初めに、八幡地区において、3番、池田良之委員、お願いいたします。

○3番 池田良之委員

3番、池田です。4月8日の日に、市条字八森と、それから小泉の上久保田の農地を現地確認してきました。

市条の農地に関しては、山菜の作付がされており、それから小泉の農地に対しては野菜の作付がされておりました。管理のほうもきちんとされていることを確認してきました。よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続いて、西荒瀬地区について、8番、伊藤正行委員、お願いいたします。

○8番 伊藤正行委員

8番、伊藤です。4月9日に現地確認を行ないました。耕作している方は、西荒瀬コミセンの館長を務めている方で、元JA職員でもあることから、適正に農地を管理しておりました。数種類の野菜を作付しており、特に問題はない状況であることを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続いて、北平田地区について、20番、佐藤耕造委員、お願いいたします。

○20番 佐藤耕造委員

4月10日の日に、私のうちの近所でもあるので、確認してまいりました。

もともとは他の趣味で使用していたところですが、現在は畑の状態となっております。購入した本人の家の前の畑の続きになっている部分がありますので、荒らさずに管理されていることを報告します。

○五十嵐直太郎 議長

皆さん、ご苦労さまでした。それでは、審議に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第23号 別段の面積の設定について、農地法施行規則第17条第1項の規定によるもの及び第2項によるものは、現行の内容のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第23号については現行の内容のとおりといたします。

閉 会

以上をもちまして、令和3年4月定例総会を閉会します。

どうもご協力、ありがとうございました。

(午前10時37分 開会)